

資料 1 - 2

< 参考資料 >

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

平成 3 0 年 6 月

河川管理の体系：水系一貫主義

旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う**区間主義**によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、**水系一貫主義**の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、**国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系(一級水系)**に係る河川で国土交通大臣が指定する**一級河川**、**一級水系以外に係る河川**で都道府県知事が指定する**二級河川**、これらの河川以外で市町村長が指定する**準用河川**に区分されている。

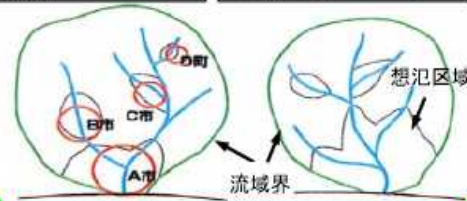
一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km²以上の水系

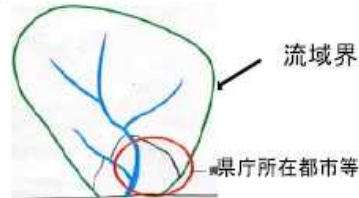
流域面積概ね500km²以上又は急流河川等特に高度な管理が必要な水系で以下に該当するもの

想定氾濫区域内の人口が概ね10万人以上

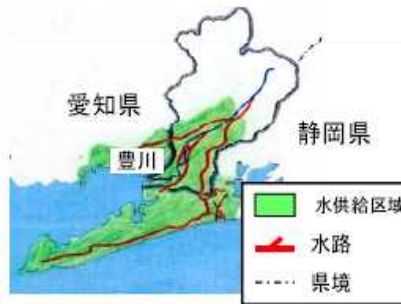
想定氾濫区域内の面積が概ね100km²以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供給の確保のために必要な水系

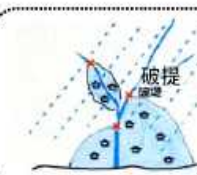


国際的又は全国的に価値の高い貴重な自然環境等や大都市圏における健全な生活環境を確保するため、整備・保全が特に必要な河川環境を有する水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府県間の治水・利水・河川環境上の利害を調整する必要のある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河川環境上の問題等が生じている水系で、国の技術力又は財政力により対策を講じる必要のある水系



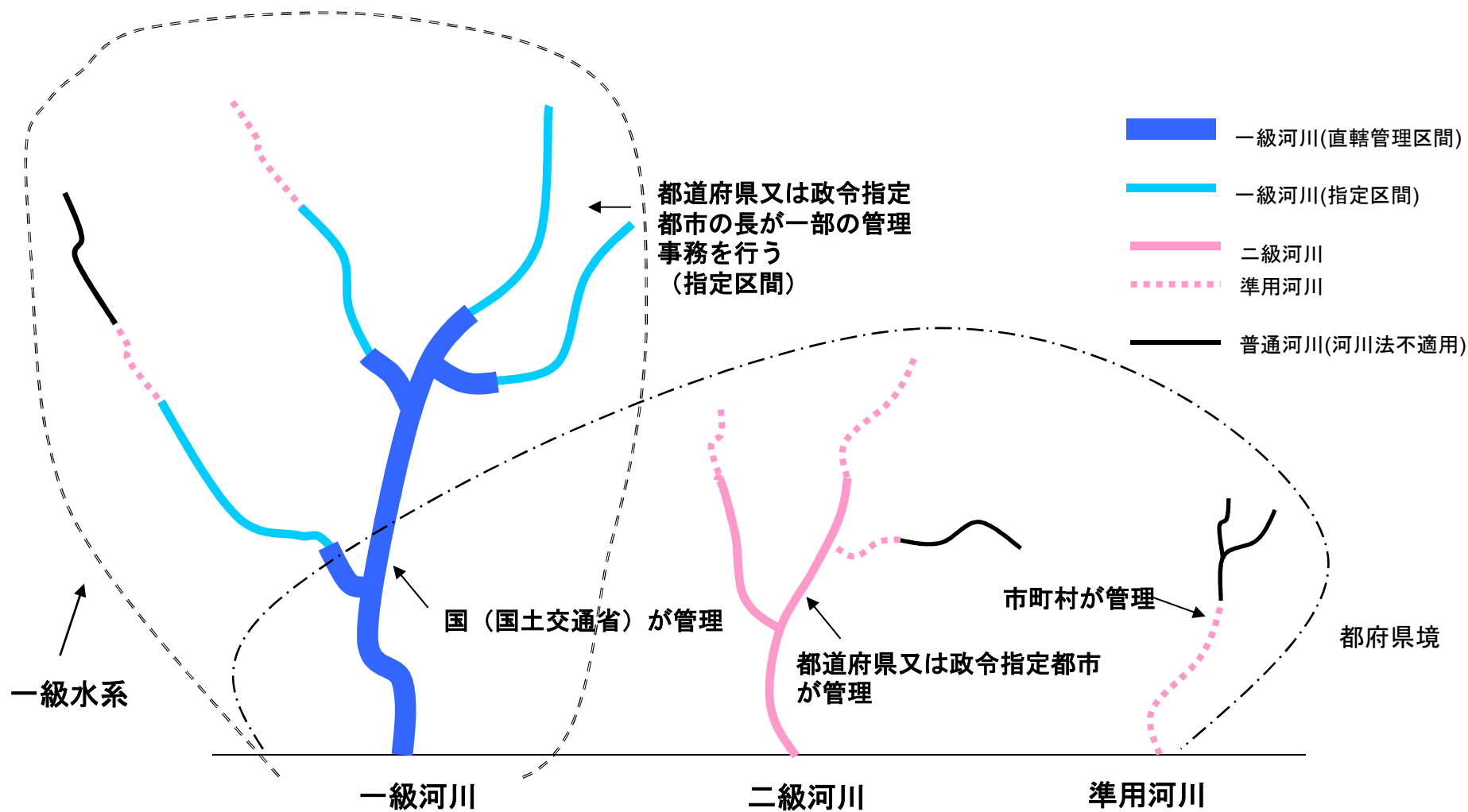
洪水による激甚な災害が発生。国による抜本的な洪水対策が必要

一級水系に指定



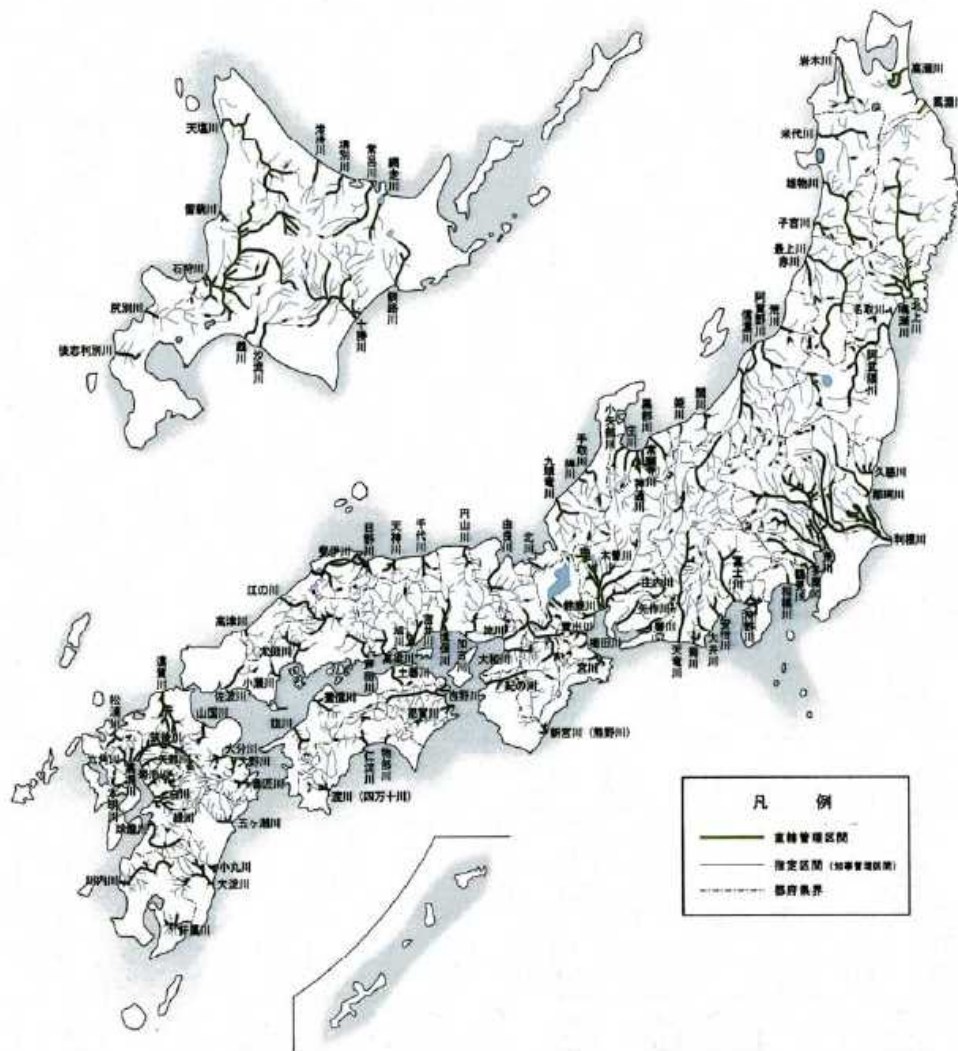
国による抜本的な洪水対策を実施

河川の管理区分について(イメージ図)



一級水系一覧

109水系が既に政令指定されている。



水系番号	水系名	水系番号	水系名	水系番号	水系名
1	天塩川	37	姫川	73	江の川
2	塩川	38	黒部川	74	の津川
3	通別川	39	常願寺川	75	吉井川
4	常呂川	40	神通川	76	旭川
5	留置川	41	庄川	77	梁田川
6	荏利川	42	小矢部川	78	高瀬川
7	石狩川	43	取川	79	太田川
8	後志川	44	手楯川	80	小瀬川
9	釧路川	45	狩野川	81	小佐川
10	流川	46	富士川	82	波野川
11	釧路川	47	安土川	83	那賀川
12	釧路川	48	大井川	84	土重川
13	釧路川	49	天竜川	85	重信川
14	岩木川	50	天竜川	86	物部川
15	高瀬川	51	豊川	87	濃部川
16	馬場川	52	矢作川	88	仁濃川
17	北上川	53	庄内川	89	濃川
18	鳴瀬川	54	木曾川	90	賀国川
19	名取川	55	曾根川	91	遠山川
20	阿武隈川	56	雲出川	92	筑後川
21	米代川	57	楠田川	93	矢野川
22	雄物川	58	宮川	94	松浦川
23	雄物川	59	由良川	95	大角川
24	雄物川	60	雄物川	96	六瀬川
25	赤川	61	大和川	97	本明川
26	久慈川	62	大円川	98	菊池川
27	利根川	63	加古川	99	白川
28	利根川	64	加保川	100	緑川
29	荒川水系	65	紀の川水系	101	球磨川水系
30	多摩川水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川水系	67	九頭竜川水系	103	大野川水系
32	相模川水系	68	北川水系	104	番匠川水系
33	荒川水系	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川水系
34	阿賀野川水系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川水系	71	日野川水系	107	大淀川水系
36	関川水系	72	斐伊川水系	108	内川水系
				109	肝川水系

一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

・・・といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

一級河川指定による効果

一級河川に係る国の費用負担の原則

直轄区間(河川法第60条第1項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (一般工事)、 $7/10$ (大規模工事)

河川維持修繕等

国庫負担率・・・ $10/10$ ……等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $1/2$ (河川改修工事)、
一定の大規模工事については、緊急性に応じ、
 $2/3$ 又は $5/10$ 等・・・等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

(参考)

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)となる。

一級河川指定の流れ

・都道府県からの要望聴取(地方整備局等)



・本省による地方整備局等からのヒアリング



・関係行政機関との協議・関係都道府県知事からの意見聴取
(河川法第4条第3項)

※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。(河川法第4条第4項)

・社会資本整備審議会への意見聴取(河川法第4条第3項)



・官報告示(河川法第4条第5項)

一級河川指定等(案)一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
①	淀川	どうじがわ 童子川	滋賀県 (野洲市)	変更 (延長増)	変更増 0.3km (3.14km)	淀川水系童子川では、市街化が進む野洲市街の浸水対策のため、順次、河川改修を進めているところである。 平成30年度より、現一級河川区間の上流部において、河道拡幅等工事を実施するため、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。	○
②	淀川	ふるかわ 古川	京都府 (城陽市)	変更 (延長増)	変更増 0.004km (12.1km)	淀川水系古川では、流域で度々発生する浸水被害への対策として、順次、河川改修を進めているところである。 平成30年度より、現一級河川区間の上流部において、矢板護岸等工事を実施するため、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。	○
③	大和川	ひろせがわ 広瀬川	奈良県 (広陵町)	変更 (延長減)	変更減 0.03km (3.97km)	大和川水系広瀬川では、浸水被害の軽減を図るため、順次、河川改修を進めているところである。 現一級河川区間の合流部の切替工事が平成29年度に完成したことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。	○

注) 「指定等の延長」欄中の下段()書は、今回の指定変更後の延長(km)である。

1 平成29年8月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,066河川
河川延長	88,100.7km

2 今回の一級河川指定等(案)

(1) 新規	なし
(2) 延長増	2河川 0.3km
(3) 延長減	1河川 Δ 0.03km

合計	3河川	0.3km
----	-----	-------

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109</u> 水系
河川数	<u>14,066</u> 河川
河川延長	<u>88,101.0</u> km

一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 号
 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項及び第六項の規定により、次の各表のとおり一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき公示する。
 平成 年 月 日

表一 淀川水系

国土交通大臣 石井 啓一

変更		変更		区分	
新	旧	新	旧	名称	区分
童子川	童子川	古川	古川	上流端	下流端
右岸 左岸	右岸 左岸	右岸 左岸	右岸 左岸	京都府久世郡城陽町大字寺田字今橋一番の二地先 同町同大字字樋尻二十六番の三地先	淀川への合流点
同市五之里字恩城寺七百五十二番三	野洲市五之里字野田七百九十二番二 滋賀県野洲郡中主町大字比江字五の坪五百九十一番地先 同県同郡野洲町大字五之里字居柳四百七十三番地先	同市寺田樋尻二十六番一地先	城陽市寺田今堀二十九番三地先	淀川への合流点	淀川への合流点

表二 大和川水系

変更		変更		区分	
新	旧	新	旧	名称	区分
広瀬川	広瀬川	広瀬川	広瀬川	上流端	下流端
右岸 左岸	右岸 左岸	右岸 左岸	右岸 左岸	奈良県北葛城郡広陵町大字百濟字奥坪千八十三番地先 同町同大字字三條千六十七番地先 奈良県北葛城郡広陵町大字百濟千八十三番四地先	葛城川への合流点
同町同大字千七十六番一地先	同町同大字千七十六番一地先	同町同大字千七十六番一地先	同町同大字千七十六番一地先	曾我川への合流点	曾我川への合流点

備考

- 一 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。
- 二 これらの表中の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のものである。

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2
3
4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

（一級河川の指定の公示）

第一条の三 法第四条第五項の公示は、次の各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設又は工作物
- 三 平面図